

○環境省令第十四号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第五十四号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十一条第六項及び第七項の規定に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年四月一日

環境大臣 山口 壯

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成十一年総理府令第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）を「及び市町村（法第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画（以下単に「地方公共団体実行

計画」という。)において、同条第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次条第一項及び第五条において同じ。)に、「同項に規定する地方公共団体実行計画(以下単に「地方公共団体実行計画」という。)を「地方公共団体実行計画」に改め、同項第二号中「事業者」を「地域脱炭素化促進事業(法第二条第六項に規定する地域脱炭素化促進事業をいう。以下同じ。)を行うと見込まれる者その他の事業者」に改める。

第三条第一項中「指定都市等」を「市町村」に改める。

第四条中「第二十一条第十項」を「第二十一条第十五項」に改める。

第五条中「指定都市等」を「市町村」に、「第二十一条第十項」を「第二十一条第十六項」に改め、同条の次に次の五条を加える。

(促進区域の設定に関する環境省令で定める基準)

第五条の二 法第二十一条第六項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 促進区域(法第二十一条第五項第二号に規定する促進区域をいう。以下同じ。)に次に掲げる区域が含まれないこと。

- イ 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定された原生自然環境保全地域及び同法第二十二条第一項の規定により指定された自然環境保全地域
 - ロ 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十一条第一項の規定により指定された特別保護地区、同法第二十二条第一項の規定により指定された海域公園地区及び自然公園法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十一号）第九条の十二第一号に規定する第一種特別地域（第一種特別地域にあつては、地熱発電のための地下部における土石の採取を行う地域を除く。）
 - ハ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九條第一項の規定により指定された特別保護地区（国指定鳥獣保護区（同法第二十八条の二第二項に規定する国指定鳥獣保護区をいう。）に係るものに限る。）
 - ニ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号。以下「種の保存法」という。）第三十七条第一項の規定により指定された管理地区
- 二 促進区域に次に掲げる区域が含まれる場合にあつては、当該促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設（法第二条第六項に規定する地域脱炭素化促進施設をいう。以下同じ。）の種類

、規模その他の事項に応じ、当該地域脱炭素化促進施設の整備により次に掲げる区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に法第二十一条第五項第五号イに掲げる事項として当該支障を回避するため必要な措置を定めること。

イ 自然公園法第二条第二号に規定する国立公園又は同条第三号に規定する国定公園の区域のうち、前号ロ以外のもの

ロ 種の保存法第三十九条第一項に規定する監視地区

ハ 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された砂防指定地

ニ 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により指定された地すべり防止区域

ホ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域

ヘ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若

しくは第二項の規定により指定された保安林（同法第二十五条第一項第九号に掲げる目的を達成するために指定されたものを除く。）

三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じ、当該地域脱炭素化促進施設の整備により次に掲げる環境の保全に係る支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討し、当該おそれがないと認められること、又は地方公共団体実行計画に法第二十一条第五項第五号イに掲げる事項として当該支障を回避するために必要な措置を定めること。

イ 種の保存法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種の生息・生育への支障

ロ 騒音その他生活環境への支障

2 促進区域は、環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場所から定めることを旨とするものとする。

（促進区域の設定に関する都道府県の基準の定め方）

第五条の三 法第二十一条第六項に規定する都道府県の基準（以下「都道府県基準」という。）は、次条から第五条の六までに定めるところにより、定めるものとする。

第五条の四 都道府県基準は、次に掲げる事項を旨として定めるものとする。

一 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるものであること。

二 当該都道府県が策定する地方公共団体実行計画に掲げる目標との整合が図られるものであること。

三 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの種類ごとの潜在的な利用可能性を踏まえたものであること。

四 国又は地方公共団体等有する情報及び専門家等からの聴取等により得られる客観的かつ科学的な知見に基づくものであること。

2 都道府県基準は、地域脱炭素化促進施設の種類ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。ただし、第五条の六第一項の検討の結果、定めることを要しないと認められる事項については、この限りでない。

一 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

二 環境配慮事項（地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮すべき事項をいう。以下同じ。）のうち、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項（以下「考慮対象事項」という。）、当該考慮対象事項ごとの地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するための考え方（地域の環境の保全のための取組であって、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために必要な措置を定めるための考え方を含む。）並びに当該考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集の方法

3 都道府県は、前項各号に掲げる事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号）別表第一の第二欄及び第三欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から前項各号に掲げる事項のうち一部のものについて考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地

域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、前項各号に掲げる事項のうち必要なもの（以下「特例事項」という。）を定めることができる。

4 前項の地域脱炭素化促進施設及び特例事項は、第五条の六に定めるところに準じて検討し、その結果に基づいて定めるものとする。

5 都道府県は、第三項の規定により特例事項を定めた場合において、必要があると認めるときは、環境影響評価法施行令別表第一の第二欄に掲げる要件に該当しない地域脱炭素化促進事業において整備する地域脱炭素化促進施設について、その規模又は設置の形態若しくは場所その他の事項を勘案して検討し、その結果、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮の確保の観点から第二項各号に掲げる事項の考慮を要しないと認められるものを定めることができる。この場合において、当該都道府県は、当該地域脱炭素化促進施設に係る都道府県基準として、第五条の二各号に掲げる事項を定めるものとする。

6 前項の地域脱炭素化促進施設は、第五条の六に定めるところを参酌して検討し、その結果に基づいて定めるものとする。

(環境配慮事項)

第五条の五 環境配慮事項は、次の各号に掲げる地域脱炭素化促進施設の種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 地域脱炭素化促進施設であつて太陽光を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

- (1) 騒音による影響
 - (2) 水の濁りによる影響
 - (3) 重要な地形及び地質への影響
 - (4) 土地の安定性への影響
 - (5) 反射光による影響
- ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項
- (1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

(2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響

(3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響

(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

二 地域脱炭素化促進施設であつて風力を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

(1) 騒音による影響

(2) 重要な地形及び地質への影響

(3) 土地の安定性への影響

(4) 風車の影による影響

ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

(1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

(2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響

(3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響

(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

三 地域脱炭素化促進施設であつて水力を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

(1) 水の汚れによる影響

(2) 富栄養化による影響

(3) 水の濁りによる影響

(4) 溶存酸素量による影響

(5) 水温による影響

ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

(1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

(2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響

(3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響

(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

四 地域脱炭素化促進施設であって地熱を電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応じ、そ

れぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

(1) 硫化水素による影響

(2) 水の汚れによる影響

(3) 騒音による影響

(4) 温泉への影響

(5) 重要な地形及び地質への影響

ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

(1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

(2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響

(3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響

(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

五 地域脱炭素化促進施設であつてバイオマスを電気に変換するもの 次に掲げる事項の区分に応

じ、それぞれ次に定める事項

イ 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項 次に掲げる事項

(1) 大気質への影響

(2) 騒音による影響

(3) 悪臭による影響

ロ 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項 次に掲げる事項

(1) 動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響

(2) 植物の重要な種及び重要な群落への影響

(3) 地域を特徴づける生態系への影響

ハ 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項 次に掲げる事項

(1) 主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響

(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響

六 地域脱炭素化促進施設であつて再生可能エネルギー熱供給施設であるもの 地域の自然的社会的

条件又は地域脱炭素化促進施設の規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう考慮が必要と判断する事項

2 前項各号に掲げるもののほか、都道府県は、地域の自然的社会的条件又は地域脱炭素化促進施設の種類、規模その他の事項に応じて環境の保全への適正な配慮が確保されるよう特に考慮が必要と判断する事項について、環境配慮事項とすることができる。

(都道府県基準の検討の方法等)

第五条の六 都道府県が都道府県基準を定めるに当たっては、環境配慮事項ごとに、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう検討するものとする。

2 前項の検討は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める情報その他都道府県が必要と判断するものを収集して行うものとする。

一 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち大気質への影響並びに硫化水素、騒音、悪臭、反射光及び風車の影による影響 住居がまとまって存在している地域の状況及び学校、病院その他環境の保全についての配慮が特に必要な施設の種類の

二 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち水の汚れ、富栄養化、水の濁り、溶存酸素量及び水温による影響 水道原水取水地点（水道原水水質保全事業の実施の

促進に関する法律（平成六年法律第八号）第二条第三項に規定する取水地点をいう。）等の状況
三 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち温泉への影響 温泉の
状況

四 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち重要な地形及び地質への影響 地形及び地質の状況

五 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する環境配慮事項のうち土地の安定性への影響 土地の形状が保持される性質の状況

六 生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する環境配慮事項のうち動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響並びに植物の重要な種及び重要な群落への影響並びに地域を特徴づける生態系への影響 国又は地方公共団体の調査により確認された人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地又は生育地としての自然環境その他まとまって存在し生態系の保全上重要な自然環境の状況

七 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な眺望点及び景観資源並

びに主要な眺望景観への影響 眺望の状況及び景観資源の分布状況

八 人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する環境配慮事項のうち主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響 野外レクリエーションを通じた人と自然との触れ合いの活動及び日常的な人と自然との触れ合いの活動が一般的に行われる施設又は場の状態及び利用の状況

3 前項の情報の収集は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 国又は地方公共団体等が有する文献その他の資料（法令（条例を含む。）に基づく土地利用に関する規制等の対象となる地域の指定等の状況を示した図面等を含む。）を収集する方法

二 専門家等から科学的知見を聴取する方法

4 都道府県は、第一項の検討の経緯及びその内容並びに当該検討に際して参考にした資料等を適時に明らかにするものとする。この場合において、希少な動植物の生息又は生育に関する情報その他公になっていない情報の公開に当たっては、当該情報のうち秘匿することが必要であるものについて必要な措置を講じるものとする。

5 都道府県は、地方公共団体実行計画に定めた法第二十一条第三項第五号に掲げる目標（同項第一

号に規定する施策の実施に関する目標に限る。)の達成状況及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、都道府県基準の見直しを行うものとする。

附 則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。